

受益者負担金の減免と徴収猶予について

受益者負担金は税金と異なり、官公庁、学校、神社、寺院等の用地にもすべて賦課されます。ただし、土地の利用状況により負担金を減額することができる減免の規定があります。例えば、学校用地、道路用地、急傾斜地などがその対象となります。(別表第2参照)

また、受益者が火災、風水害などにより負担金の納付に支障をきたした場合、また現に耕作されている農地などは徴収猶予の対象となります。(別表第1参照)

以上の基準については、別表のとおりです。この基準に該当し、希望される方はご連絡ください。申請書をお送りします。

(別表第1)

受益者負担金徴収猶予基準

項目	期間	説明	更新
1. 農地等	5年	現に耕作されている農地等 (生産緑地法第2条第1号に規定する農地等)	—————
2. 私道関係	1年	私道の所有者が排水設備の設置を許諾しないため、公共下水道の利用ができない受益者	1年経過後もなお設置できないときは、申請により、設置できるまで1年毎に延長する。
3. 裁判上の係争地	1年	土地の所有権、賃借権等について争っている受益者	1年経過後もなお決着がつかないときは、申請により、判決確定まで1年毎に延長する。
4. 災害、盗難その他の事故	1年	火災などの罹災者	—————
5. その他	1年	上記以外で特に必要と認めるもの。	—————

(別表第2)

受益者負担金減免基準

対象となる土地等		減免率 (%)	摘 要
1. 民営鉄道の土地	(1)踏切	100	
	(2)線路用地	25	(プラットホーム等)
	(3)駅前広場	100	
2. 学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	(1)学校用地	50	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校
	(2)各種学校用地	25	上記の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人が設置する各種学校
3. 社会福祉法人が設置する施設の土地	社会福祉施設用地	50	社会福祉事業法に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業を行う施設(保育所等)
4. 宗教法人の境内地		管理者が別に定める減免率	宗教法人法に規定する宗教法人の境内地(神社、寺院等の境内地)
5. 墓地		100	墓地埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
6. 公道に準じる私道		100	周囲に所有者の異なる2以上の宅地があり、かつ通行の用に供しているもの
7. 急傾斜地等のため宅地化が不可能又は困難な土地		25～100	その実情に応じ25～100の範囲内で減免率を認定する
8. 地域の自治団体が共用に供する土地		50	(区内の集会所、消防団倉庫等)
9. 公共下水道の事業費等を負担したもの		管理者が別に定める減免率	実情に応じその都度認定する。
10. 公の扶助を受けている受益者		100	生活保護法により扶助を受けているもの
11. その他特に減免の必要がある場合		管理者が別に定める減免率	実情に応じその都度認定する。